

2024年2月1日

新設分割に係る事後開示書面
(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都千代田区神田練堀町3番地
株式会社ACCESS
代表取締役 大石 清恭

東京都千代田区富士見二丁目13番3号
株式会社PUBLUS
代表取締役 夏海 龍司

株式会社ACCESS（以下「本分割会社」といいます。）は、2023年11月29日付で作成した新設分割計画書（以下「本新設分割計画書」といいます。）に基づき、2024年1月31日をもって、本分割会社のIoT事業のうち電子出版分野に係る事業（以下「本事業」といいます。）の一部に関する権利義務を会社分割し、新設する株式会社PUBLUS（以下「本新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を実行いたしました。

本新設分割に関する会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本新設分割が効力を生じた日
2024年1月31日
2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過
本新設分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割であるため、本分割会社の株主は会社法第805条の2の規定により本新設分割をやめることを請求することはできません。
3. 会社法第806条及び第808条の規定並びに第810条の規定による手続の経過
 - (1) 反対株主の株式買取請求
本新設分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割であるため、会社法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求権に関する手続（会社法第806条の規定による手続）は実施されておられません。
 - (2) 新株予約権買取請求権
本新設分割に際して、会社法第808条第1項第2号の要件を充たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続（会社法第808条の規定による手続）は実施されておられません。
 - (3) 債権者保護手続
会社法第810条第2項及び第3項に基づき、2023年12月7日付の官報において公告するとともに、同日から電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 本新設分割により本新設会社が本分割会社から承継した重要な権利義務
本新設会社は、効力発生日をもって、本新設分割計画書の定めに従い、本分割会社から本事業の一部に関する権利義務を承継いたしました。
5. その他本新設分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上